

【用語】下柴村—群馬郡箕郷町下芝 高辻—石高の合計 物成—年貢
糲子—糲種 京升—豊臣秀吉が京都で作つた枡、寛文九年江戸枡もこれに統一された 皆済一年貢などを期日までに全納すること ひそん・水そん—日照りや水害 当荒—その年の荒れ田地 欠落—田畠・家屋敷を捨て逃亡すること 肝煎—名主・庄屋の別称

【解説】江戸時代の領主が村を単位に年貢を賦課した文書を一般に年貢割付状というが、その名称や形式などは地域・時代・領主によつて異なる。とくに初期のものは村高と納高を記した簡単なものが多いようであるが、中期以降になると記載事項や年貢の種類も増えて長文化の傾向がみられる。

この文禄元年（一五九二）の下柴村あての文書は、柱書きに「年貢俵定」とあり、年貢割付状の一種と思われる。内容は、最初に村高（五一八石余）と年貢納高（初五〇〇俵）が記され、十月までに皆済することを命じたあと、天候不順や村民の欠落による滞納は一切認めないことなどを厳しく申し渡している。一般的の年貢割付状とは形式や内容を異にしており、年貢割付の始源を考えるうえで興味深い史料である。また、この文書の発給者として松井武太夫以下二人と裏書に二人が連署しているが、彼らの身分や系譜なども明らかでない。ただし下柴村は、天正十八年（一五九〇）に入封した井伊直政の箕輪城に近いことから、おそらく井伊家の城附け領であつたと推定される。したがつて、この「年貢俵定」は直政の家臣が下柴村へあてた可能性が高いと思われるが、さらに検討の余地がある。